

## USPTO が Extended Missing Parts Pilot Program の試行期間を延長

2012年01月23日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

USPTOは、2010年12月08日に、仮出願(provisional application)を基礎とする通常出願(non-provisional application)に関し、一定条件の下、オフィシャルフィーのうちサーチ費用や審査費用等の納付期間を12ヶ月繰り延べできるようにする試行プログラム(Extended Missing Parts Pilot Program)を官報(Federal Register /Vol. 75, No. 235 /Wednesday, December 8, 2010 /Notices)に掲載しました。\*1

一定の要件\*2を充足する通常出願において所定の手続費用については、上記Noticeに対する応答期間を現行の2ヶ月(延長費用を支払えば最長5ヶ月延長可能)から12ヶ月(法定期間につき延長不可)に拡大しようとするものでした。これにより、出願人は、仮出願を直接優先権の主張の基礎とする通常出願の出願手続時に、出願基本手数料のみを納付する一方、サーチや審査費用等の支払については12ヶ月間遅延することが可能となります。

### 【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06-6351-4384 (代表)  
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

\*1 LINK:

<http://www.federalregister.gov/articles/2010/12/08/2010-30822/pilot-program-for-extended-time-period-to-reply-to-a-notice-to-file-missing-parts-of-nonprovisional>, <http://edocket.access.gpo.gov/2010/pdf/2010-30822.pdf>

\*2 (i) 仮出願を優先権の主張の基礎とする通常出願である。(ii) 通常出願の出願基本費用が納付済である。(iii) デklarレーションがファイルされている。(iv) 通常出願の非公開請求をしていない。(v) 通常出願が公開できる状態である。